

社会福祉法人広川町社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 8 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで

2. 内 容

①子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活等の両立を支援するための雇用環境の整備

目標：産前産後休業、育児・介護休業制度等の規程を職員へ周知、情報提供する。

対策：平成 30 年 8 月より制度に関する手引き等を作成し、閲覧できるように設置するとともに該当職員に個別に周知を行う。

②雇用環境整備以外の取り組み（次世代育成支援対策に関する事項）

目標：インターンシップ等、職場体験を積極的に受け入れ、機会を提供することにより、福祉の仕事への関心を高める。

対策：九州インターンシップ推進協議会等との連携のもと、積極的に受け入れを行う。